

令和元年第1回定例会5月議会提出議案概要書

議 案 目 録

報告第	1	号	損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃	第	2	号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
〃	第	3	号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告第1号
く
報告第3号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第1号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年2月15日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 50,760円 (2) 相手方 ルモン明石公園管理組合 (3) 事故の内容 平成31年1月28日明石市大明石町1丁目2番35号のマンション内において、消防局消防署の職員が傷病者のもとに向かうためメインストレッチャーを曳行していた際、メインストレッチャーのハンドル部分がマンション入口のガラスドアに接触し、損害を与えたもの。
第2号	交通事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年3月22日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 118,800円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 平成31年1月29日明石市二見町西二見660番地の12地先の信号機による交通整理が行われていない交差点において、総務局総合安全対策室の職員が運転する本市所有の軽乗用車が直進するため交差点に進入した際、右方から走行してきた相手方乗用車と接触し、損害を与えたもの。
第3号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成31年3月28日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 650,257円 (2) 相手方 神戸市に所在する法人 (3) 事故の内容 平成31年2月18日明石市大久保町松陰1466番地の明石市石ヶ谷墓園において、都市局都市整備室緑化公園課の職員が樹木の剪定作業のために相手方から賃借した高所作業車のバケットを動かした際、樹木と接触し、バケットに損害を与えたもの。